

# 平成18年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会会議録

平成18年3月22日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を大曲仙北広域交流センター第1研修室に招集した。

1. 平成18年3月22日(水)午後3時00分 開会  
1. 平成18年3月22日(水)午後3時35分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1番 橋本五郎	2番 大野忠夫	3番 佐藤峯夫	4番 伊藤福章
5番 杉沢千恵子	6番 金谷道男	7番 藤原万正	8番 泉 繁夫
9番 石塚 柏	10番 本間輝男	11番 佐藤宗善	12番 武藤 威
13番 渡邊秀俊	14番 佐藤文字	15番 田口喜義	16番 熊谷良夫

計 16名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美	副管理者 石黒直次	副管理者 松田知己
副管理者 佐々木康雄	収入役 久米正雄	監査委員 坂本昇一
事務局長 小松啓祐	管理課長 後藤兼武	消防長 里見喜代治
消防次長 佐藤富男	角館消防署長 高橋庄孝	消防総務課長 伊藤和美
後三年更生園長 進藤恭助	角間川更生園長 佐藤仁志	
角館広域交流センター所長 西根博和	介護保険事務所長 逸見博幸	
管理課副主幹 伊藤忠彦	管理課主席主査 菅尾 修	管理課主査 久米 正

1. 会議の書記は、次のとおりである。 管理課 伊藤 忠彦

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第17号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第18号 平成17年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第4号)
- (4) 議案第19号 平成17年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第3号)
- (5) 議案第20号 副管理者の選任につき同意を求めることについて

議 長 (橋本五郎君)

これより平成18年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。管理者から招集のあいさつがあります。管理者。

管 理 者 (栗林次美君)

本日、平成18年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にもかかわらずご参集いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、諸般の状況についてご報告させていただきます。

まず介護保険事業についてであります。国の政令改正に伴い、従来の保険料は5段階に区分されておりましたが、平成18年度から始まる第3期計画では低所得者に配

慮した区分設定とし、従来の第2段階を細分化し、全部で6段階の保険料区分となっております。これに従って、従来の保険料基準月額が第3段階であったのが、第4段階が基準額となっております。なお、第3期計画の保険料基準月額につきましては、年々介護サービス需要の拡大で保険給付が大幅に伸びている現状も踏まえ、第1号被保険者の保険料は基準月額で3,990円とする案で、先般の介護保険事業計画策定委員会に報告いたしております。第3期介護保険事業に係る保険料につきましては、今次臨時会に保険料条例の一部改正をお願いしておりますので、よろしくご審議を賜りたいと存じます。

次に介護保険特別会計補正予算についてであります。今回増額補正をお願いしております保険給付費が3億5,328万5千円と大きな増額となっておりますが、これは昨年10月の制度改正に伴い、国の示す見込み割合に基づき昨年11月臨時議会において給付費の減額補正をさせていただきましたが、当圏域においては見込んだほどの減少がなかったことにより、給付費の増額補正の必要が生じたものであります。

次に後三年更生園改築についてであります。改築関連事業といたしましては、平成17年度で地形測量、地質調査などを委託し、順調に推移してまいりました。現在、国では三位一体改革により福祉施設の整備費国庫補助も大きく改正される動きがあり、先般17日に直接県に出向き最終確認をいたしましたところ、平成18年度より公立の施設に対する国庫補助金が廃止されるということが確認できました。なお補助金に代わりまして、この分については税源委譲による補填とされるようであります。一方法人組織の施設には従来通り国庫補助制度が適用され、県補助金も併せて交付する予定とみておりますが、補助基準額が若干減額されるものと予想されております。

これらの事情を踏まえ、広域の財政状況を踏まえ、より少ない一般財源の持ち出しによる改築の実現に向け、現在各関係機関と協議しながらさまざまな方面から検討しているところであります。検討結果につきましては議会の皆様には、5月下旬若しくは6月上旬頃に臨時議会を開催し、改築に係る手法等についてご説明、ご報告を申し上げたいと存じております。その上でご協議を賜りたいと存じております。

次に当広域の専任副管理者であります佐々木康雄氏が、3月31日付をもって辞職することになりました。ご報告申し上げますとともに、これまでのご労苦に対し感謝申し上げます次第であります。なお後任については議会の選任を得るため人事案件として提出しておりますので、よろしくご審議の上ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

この後事務局より各案件について説明させますが、今次臨時会でご審議をお願いいたします案件は条例案2件、17年度補正予算2件、人事案件1件、合計5件であります。各案件につきましては、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。

議長 (橋本五郎君)

これより本日の会議を開きます。出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は日程第1号をもって進めます。

それでは日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により議長において、11番佐藤宗善君、12番武藤威君、13番渡邊秀俊君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

それでは日程第3「議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松事務局長。

事務局長 (小松啓祐君)

はい。「議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

改正の理由であります。先の人事院勧告及び県の人事院勧告に基づきまして一般職の給与について給料表の級の構成及び号給の構成の改定、給料月額改定、昇給制度の改定を行うものであります。改正内容であります。一般行政職はこれまでの9級制から7級制に再編されるものであります。給料表の水準を平均で約4.8パーセント引き下げるもので、若手の職員は現行を維持し、中高年齢層は約7パーセントの引き下げを行い、給料表をフラット化するものでございます。職員の昇給については、職員の能力が反映される仕組みがとられてございます。その基準であります。昇給日前1年間を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準とするものでございます。また55歳を超える職員については昇給の号給数を2号給とすることを標準としてございます。この条例は平成18年4月1日から施行するものであります。なお条例の施行に関し、所要の経過措置を規定することとし、給与条例の一部改正に伴い関係する条例につきましては、所要の規定の整備をするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (橋本五郎君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

議員 (佐藤文子君)

はい、議長。

議長 (橋本五郎君)

はい、14番。

議員 (佐藤文子君)

はい。私は議案第16号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案に反対の立場で討論いたします。この条例案は職員の給料の大幅な引き下げと、新たに実績を給与に反映させる仕組みなどを作ったものであります。政府が行政改革の重要方針として掲げる総人件費削減の一環として給料構造の見直しを行い、地域格差と成果主義を持ち込んでおりますが、当条例案はこれに呼応したものであります。地域格差は地方公務員の給料や行政サービスが低くて良しとするものであり、都市と地方の格差拡大を一層深刻にするものであります。また公務員の給料引き下げは民間賃金の決定にも連動するものであり、地域経済と行財政への影響は図り知れません。人事院及び秋田県人事委員会の勧告とはいえ、認められるものではありません。

以上で討論を終わります。

議長 (橋本五郎君)

はい、他に。

(なしの声)

これにて討論を終結いたします。

これより「議案第16号」を採決いたします。本案につきましては異議がございま

したので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13人・不起立2人)

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第17号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長 (小松啓祐君)

はい。「議案第17号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

改正の内容であります。介護保険料につきましては3年ごとに見直すこととなっております。議員の皆様のお手元に配布してございます参考資料の1枚目、2枚目を併せてご覧になっていただきたいと思います。

平成18年度から第3期介護保険事業につきましては、国の政令改正に伴い従来の保険料区分は5段階でありましたが、第3期計画では低所得者に配慮した区分設定とし、全部で6段階に保険料区分が細分化されてございます。従来第2期の保険料基準額は第3段階でございましたが、第3期計画においては世帯の誰かに市町村民税が課税されているが本人が非課税の方という項目に該当する第4段階が介護保険料の基準月額となるわけでございます。基準額については、当広域の第2期介護保険事業の3年間の実績を基に今後の介護給付費の大幅な伸びなどを鑑み、平成18年度からの介護保険料の基準額につきましては、介護保険料月額基準額を3,990円に改正するものであります。

なお税制改正により保険料段階が上昇する対象者につきましては、激変緩和措置を講じてございます。施行期日は平成18年4月1日から施行するものでございます。

以上ご説明申し上げますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (橋本五郎君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしの声があります。質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

議員 (佐藤文子君)

はい、議長。

議長 (橋本五郎君)

はい、14番。

議員 (佐藤文子君)

はい。私は議案第17号、大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部改正案に反対の立場から討論いたします。

この条例の改正案は介護保険の月額基準額を月額1,130円引き上げて3,990円とするもので、年額では13,560円の大幅な値上げになるものであります。高齢者はこの間税制改正によって住民税非課税から課税に替わったり、介護保険給付費から居住費や食費がはずされたり、大幅な負担となっております。また今年10月からは所得のある高齢者の医療費負担が2割から3割に引き上げられ、病院の療養病棟に入院している患者さんは介護保険同様に居住費や食費の値上げが行われるわけがあります。日本で年金受給額は物価スライドで2006年度は月額200円程度が引き上げられるという状況で、負担は増えているわけであり、こうしたもとの介護保険料の大幅な引き上げとなるものであり、高齢者にとってはさらなる大きな打撃となるものであります。そもそもサービス量が増えたり介護報酬を上げると保険料や利用料の負担増に連動するという介護保険制度の根本矛盾は介護施策に対する国の負

担が介護保険制度が始まってからそれまでの2分の1から4分の1に引き下げたこと  
によって起こっているのもあって、国の責任が重大なところでもあります。このような  
矛盾だらけの制度の中で介護保険事業を運営する担当当局の苦労や心痛もあまりある  
ものと察しますけれども、住民の立場から見て本案には賛成できないのであります。

以上です。

議長 (橋本五郎君)

他に。

(なしの声)

これにて討論を終結いたします。

これより「議案第17号」を採決いたします。本案につきましては異議がございま  
したので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13人・不起立2人)

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第18号 大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算」日程第6  
「議案第19号 大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算」の2件を一括議題といた  
します。提案理由の説明を求めます。小松事務局長。

事務局長 (小松啓祐君)

はい。「議案第18号 平成17年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算  
(第4号)」についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧になっていただきたいと存じます。歳入歳出予算の総  
額に歳入歳出それぞれ5,498万2千円を追加し、補正後の予算の総額をそれぞれ  
25億3,017万6千円とするものであります。

内容について6ページをご覧になって頂きたいと存じます。歳入6款2項「特別会  
計繰入金」5,498万2千円の追加であります。これは介護保険特別会計からの繰  
越金の繰入であります。次の7ページになります。歳出8款1項1目「財政調整基金  
費」5,498万2千円の追加であります。介護保険特別会計繰入金から財政調整基  
金への積立であります。

以上が一般会計補正予算であります。

次に「議案第19号 平成17年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第3  
号)」についてご説明いたします。

8ページをご覧になって頂きたいと存じます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ  
ぞれ3億8,503万1千円を追加し、補正後の予算の総額をそれぞれ102億7,  
969万8千円とするものでございます。13ページの事項別明細書によってご説明  
いたします。13ページをご覧願います。歳入から説明いたします。1款1項「介護  
保険料」は1,064万9千円の減額であります。これは滞納繰越分については増と  
なっておりますが、現年度分について所得段階の変動や収納率の低下に伴いまして  
減額となったものであります。次に2款1項「負担金」については、1,793万7  
千円の増額でございます。これは給付費負担金については増額でございますが、職員  
の給与費或いは事務費、低所得者対策費についてはそれぞれ減額となったものでござ  
います。次に4款1項「国庫負担金」は7,065万7千円の増額でございます。これ  
は給付費の増額見込み分でございます。次のページ、14ページをお願いします。4  
款2項「国庫補助金」は6,729万9千円の増額であります。これは調整交付金確  
定に伴う増額分でございます。次に5款1項「県負担金」は4,416万円の増額で  
ございます。これは給付費の増額によるものであります。次の5款2項「県補助金」  
は184万円の減額であります。これは実績に伴う減額であります。次に5款3項「財  
政安定化基金支出金」は4,083万2千円の増額であります。これについては第2  
期3年分の保険料不足分の2分の1が交付されるものであります。次に6款1項「支  
払基金交付金」は1億1,305万1千円の増額であります。これは給付費実績見込  
みに合わせた増額であります。次に7款1項「財産運用収入」は4千円の増額であり

ます。次に8款1項「基金繰入金」は982万3千円の増額であります。給付財源として給付費の支払に充てるものであります。次に9款1項「繰越金」は5,980万6千円の増額であります。これは来年度繰越金で給付費の増に伴いまして、市町村負担金が482万4千円ほど不足になりますが、市町村に新たに負担金を求めないで不足分を繰越金で補填する分と、そして一般会計からの繰出分5,498万2千円であります。次に11款1項「組合債」は2,604万9千円の減額であります。これは財政安定化基金からの借入金を1億6千万円と見込んでのものであります。当初より2,604万9千円の減となるものであります。

次に歳出についてご説明申し上げます。

1款1項「総務管理費」については1,598万8千円の減額であります。13節の委託料は法改正に伴いシステム改修費が増額となっておりますが、人事異動に伴う人件費、役務費、使用料及び賃借料などの減額によるものであります。1款3項「介護認定審査会費」は480万円の減額であります。委託料については委託件数は増となっておりますが、役務費の減による減額となっております。次に2款1項「介護サービス等諸費」であります。3億4,861万8千円の増額であります。これについては昨年10月の法改正によりまして、11月議会において国の示す試算によりまして給付費の減少割合に基づいた減額補正をさせていただいたところですが、当圏域内においてこの3月までの実績見込みで積算した結果、給付費が思ったほど下がらなかったことによりまして、逆に今回は給付費が増えまして増額補正をお願いするものでございます。次に2款2項「その他諸費」は43万5千円の増額でございます。審査支払手数料の増額でございます。次に2款3項「高額介護サービス等費」は253万円の減額でございます。これは実績に伴う減額であります。次に2款4項「特定入所者介護サービス等費」は676万2千円の増額であります。これは実績に伴う増額であります。次に3款1項「社会福祉費」は245万2千円の減額であります。実績に伴う減額であります。5款1項「基金積立金」は4千円の増額であります。次に7款2項「繰出金」は5,498万2千円の増額であります。これは財政調整基金へ積み立てするものであります。

以上が介護保険特別会計補正予算であります。議案第18号から議案第19号まで一括しご説明申し上げますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (橋本五郎君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第18号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第19号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第20号 副管理者の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者 (栗林次美君)  
はい。「議案第20号 副管理者の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。  
現在専任の副管理者である佐々木康雄氏が、平成18年3月31日をもって辞職することになりました。後任の専任副管理者に議案記載のとおり鎌田榮治氏を選任いたしたく、大曲仙北広域市町村圏組合規約第8条第4項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長 (橋本五郎君)  
これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。  
これより「議案第20号」を採決いたします。  
本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)  
ご異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり同意されました。  
本人が議場に来ますので、就任のあいさつをお願いします。暫時休憩いたします。  
(新副管理者入場)  
休憩を解き、本人から就任のあいさつをお願いします。

新副管理者 (鎌田榮治君)  
貴重な時間を拝借いたしまして、一言御礼のごあいさつを申し上げさせていただきたいと存じます。  
ただ今は広域の副管理者にご同意を賜りまして、大変ありがとうございました。身に余る光栄と存じておりますけれども、一方身の引き締まる思いを致しておるところでございます。  
お伺いするところによりますと、今後の広域行政につきましては当面する後三年更生園の改築の問題、あるいはそれに付随する課題、また西部地域、神岡・南外等の消防の統合の問題、さらには広域斎場の改築等の問題、また介護保険の色々な課題等お聞きいたしておるところでございます。もとより浅学非才の身でございますけれども、管理者の元誠心誠意努力させていただきたいと存じておるところでございますので、どうか特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、御礼のごあいさつにさせていただきますと思います。誠にありがとうございました。

議長 (橋本五郎君)  
どうもありがとうございました。そうすれば退席願います。  
以上をもって今期臨時会の日程はすべて終了したわけでありまして、副管理者の佐々木さんの方から発言の願いがありますので、許可したいと思います。

副管理者 (佐々木康雄君)  
一言御礼のごあいさつをさせていただきます。  
私は、広域におきまして事務局長2年、副管理者として5年近くを過ごさせていただきましたが、この間皆様方のご指導によりまして本来の職務を果たすことができたのではないかと存じておるところでございます。これもひとえに管理者始め議員の皆様、職員の皆様方のご支援の賜と深く感謝申し上げます。なお皆様方のますますのご健勝を心からご祈念いたしましてあいさつに代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

議長 (橋本五郎君)  
佐々木副管理者には、本当に長い間ありがとうございました。  
これにて平成18年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。本当にご苦労さまでした。